

議案番号	案件名等
議案第 1 号	四街道市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概要】 個人番号カードと同じ機能を持つ特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用し、四街道市印鑑条例第 18 条第 2 項における多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる旨を規定するもの。 【施行期日】 公布の日 【担当課】 総務部 窓口サービス課
議案第 2 号	四街道市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 地方自治法施行規則の一部改正に伴い、本条例の引用条項を改正する必要があるため提案するもの。 【概要】 引用条項に条ずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。 【施行期日】 令和 8 年 10 月 1 日 【担当課】 地域共創部 みんなで課
議案第 3 号	四街道市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 産業競争力強化法の一部改正に伴い、本条例の引用条項を改正する必要があるため提案するもの。 【概要】 引用条項に項ずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。 【施行期日】 公布の日 【担当課】 地域共創部 産業振興課
議案第 4 号	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 下水道使用料を改定するため、所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概要】 下水道使用料について、下水道事業の将来経費に見合った適正な水準に設定する必要があるため、現行の使用料水準から使用料収入総額が 23 % 増加する水準まで使用料を引き上げるもの。 【施行期日】 令和 9 年 4 月 1 日 【担当課】 上下水道部 経營業務課

議案第 5 号	令和 8 年度四街道市一般会計補正予算（第 3 号） 【提案理由】 令和 8 年度四街道市一般会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>36, 118, 945 千円</td><td>855, 014 千円</td><td>36, 973, 959 千円</td></tr></table> 継続費については、健康よつかいどう 2 1 プラン推進事業（第 3 次健康よつかいどう 2 1 プラン策定業務委託）を追加するもの。 繰越明許費については、橋梁長寿命化等対策事業を追加するもの。 債務負担行為については、議会だより印刷製本委託ほか 5 3 件を追加するもの。 【担 当 課】 経営企画部 財政課	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	36, 118, 945 千円	855, 014 千円	36, 973, 959 千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
36, 118, 945 千円	855, 014 千円	36, 973, 959 千円					
議案第 6 号	令和 8 年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 【提案理由】 令和 8 年度四街道市国民健康保険特別会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>8, 322, 014 千円</td><td>209 千円</td><td>8, 322, 223 千円</td></tr></table> 債務負担行為については、レセプト等点検業務委託ほか 5 件を設定するもの。 【担 当 課】 健康こども部 国保年金課	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	8, 322, 014 千円	209 千円	8, 322, 223 千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
8, 322, 014 千円	209 千円	8, 322, 223 千円					
議案第 7 号	令和 8 年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 【提案理由】 令和 8 年度四街道市介護保険特別会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>7, 737, 732 千円</td><td>372, 980 千円</td><td>8, 110, 712 千円</td></tr></table> 【担 当 課】 福祉サービス部 高齢者支援課	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	7, 737, 732 千円	372, 980 千円	8, 110, 712 千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
7, 737, 732 千円	372, 980 千円	8, 110, 712 千円					
議案第 8 号	令和 8 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 【提案理由】 令和 8 年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について補正する必要が生じたため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>2, 289, 000 千円</td><td>585 千円</td><td>2, 289, 585 千円</td></tr></table> 【担 当 課】 健康こども部 国保年金課	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	2, 289, 000 千円	585 千円	2, 289, 585 千円
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額					
2, 289, 000 千円	585 千円	2, 289, 585 千円					

議案第9号	令和7年度四街道市一般会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和7年度四街道市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するもの。 【概要】 <table border="1" data-bbox="568 309 1425 557"> <tr><td>歳入総額</td><td>41,124,644,515 円</td></tr> <tr><td>歳出総額</td><td>39,184,407,533 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引額</td><td>1,940,236,982 円</td></tr> <tr><td>繰り越すべき財源</td><td>506,527,612 円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>1,433,709,370 円</td></tr> </table> 【担当課】 関係各課	歳入総額	41,124,644,515 円	歳出総額	39,184,407,533 円	歳入歳出差引額	1,940,236,982 円	繰り越すべき財源	506,527,612 円	実質収支額	1,433,709,370 円		
歳入総額	41,124,644,515 円												
歳出総額	39,184,407,533 円												
歳入歳出差引額	1,940,236,982 円												
繰り越すべき財源	506,527,612 円												
実質収支額	1,433,709,370 円												
議案第10号	令和7年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和7年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するもの。 【概要】 <table border="1" data-bbox="568 853 1430 1151"> <tr><td>歳入総額</td><td>7,922,744,802 円</td></tr> <tr><td>歳出総額</td><td>7,889,521,303 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引額</td><td>33,223,499 円</td></tr> <tr><td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>33,223,499 円</td></tr> <tr><td>基金繰入額</td><td>30,560,291 円</td></tr> </table> 【担当課】 健康こども部 国保年金課	歳入総額	7,922,744,802 円	歳出総額	7,889,521,303 円	歳入歳出差引額	33,223,499 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	33,223,499 円	基金繰入額	30,560,291 円
歳入総額	7,922,744,802 円												
歳出総額	7,889,521,303 円												
歳入歳出差引額	33,223,499 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	33,223,499 円												
基金繰入額	30,560,291 円												
議案第11号	令和7年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和7年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するもの。 【概要】 <table border="1" data-bbox="568 1438 1430 1686"> <tr><td>歳入総額</td><td>8,220,647,369 円</td></tr> <tr><td>歳出総額</td><td>7,878,415,641 円</td></tr> <tr><td>歳入歳出差引額</td><td>342,231,728 円</td></tr> <tr><td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>実質収支額</td><td>342,231,728 円</td></tr> </table> 【担当課】 福祉サービス部 高齢者支援課	歳入総額	8,220,647,369 円	歳出総額	7,878,415,641 円	歳入歳出差引額	342,231,728 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	342,231,728 円		
歳入総額	8,220,647,369 円												
歳出総額	7,878,415,641 円												
歳入歳出差引額	342,231,728 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	342,231,728 円												
議案第12号	令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和7年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により提案するもの。												

	【概要】 <table><tr><td>歳入総額</td><td>1, 991, 975, 636 円</td></tr><tr><td>歳出総額</td><td>1, 985, 076, 902 円</td></tr><tr><td>歳入歳出差引額</td><td>6, 898, 734 円</td></tr><tr><td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr><tr><td>実質収支額</td><td>6, 898, 734 円</td></tr></table> 【担当課】 健康こども部 国保年金課	歳入総額	1, 991, 975, 636 円	歳出総額	1, 985, 076, 902 円	歳入歳出差引額	6, 898, 734 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	6, 898, 734 円		
歳入総額	1, 991, 975, 636 円												
歳出総額	1, 985, 076, 902 円												
歳入歳出差引額	6, 898, 734 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	6, 898, 734 円												
議案第13号	令和 7 年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 【提案理由】 令和 7 年度四街道市水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 0 条第 4 項の規定により提案するもの。 【概要】 剰余金の処分については、令和 7 年度未処分利益剰余金 254, 290, 674 円を減債積立金に積み立てるもの。 <table><tr><td>収益的収入決算額（税込）</td><td>2, 212, 546, 229 円</td></tr><tr><td>収益的支出決算額（〃）</td><td>1, 854, 058, 718 円</td></tr><tr><td>当年度純利益額（税抜）</td><td>254, 290, 674 円</td></tr></table> <table><tr><td>資本的収入決算額（税込）</td><td>442, 548, 694 円</td></tr><tr><td>資本的支出決算額（〃）</td><td>1, 182, 536, 071 円</td></tr><tr><td>資本的収支不足額（〃）</td><td>739, 987, 377 円</td></tr></table> 【担当課】 上下水道部 経營業務課	収益的収入決算額（税込）	2, 212, 546, 229 円	収益的支出決算額（〃）	1, 854, 058, 718 円	当年度純利益額（税抜）	254, 290, 674 円	資本的収入決算額（税込）	442, 548, 694 円	資本的支出決算額（〃）	1, 182, 536, 071 円	資本的収支不足額（〃）	739, 987, 377 円
収益的収入決算額（税込）	2, 212, 546, 229 円												
収益的支出決算額（〃）	1, 854, 058, 718 円												
当年度純利益額（税抜）	254, 290, 674 円												
資本的収入決算額（税込）	442, 548, 694 円												
資本的支出決算額（〃）	1, 182, 536, 071 円												
資本的収支不足額（〃）	739, 987, 377 円												
議案第14号	令和 7 年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について 【提案理由】 令和 7 年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 0 条第 4 項の規定により提案するもの。 【概要】 剰余金の処分については、令和 7 年度未処分利益剰余金 1, 684, 997 円を減債積立金に積み立てるもの。 <table><tr><td>収益的収入決算額（税込）</td><td>2, 262, 295, 163 円</td></tr><tr><td>収益的支出決算額（〃）</td><td>2, 233, 223, 679 円</td></tr><tr><td>当年度純利益額（税抜）</td><td>1, 684, 997 円</td></tr></table> <table><tr><td>資本的収入決算額（税込）</td><td>321, 301, 167 円</td></tr><tr><td>資本的支出決算額（〃）</td><td>614, 468, 416 円</td></tr><tr><td>資本的収支不足額（〃）</td><td>293, 167, 249 円</td></tr></table> 【担当課】 上下水道部 経營業務課	収益的収入決算額（税込）	2, 262, 295, 163 円	収益的支出決算額（〃）	2, 233, 223, 679 円	当年度純利益額（税抜）	1, 684, 997 円	資本的収入決算額（税込）	321, 301, 167 円	資本的支出決算額（〃）	614, 468, 416 円	資本的収支不足額（〃）	293, 167, 249 円
収益的収入決算額（税込）	2, 262, 295, 163 円												
収益的支出決算額（〃）	2, 233, 223, 679 円												
当年度純利益額（税抜）	1, 684, 997 円												
資本的収入決算額（税込）	321, 301, 167 円												
資本的支出決算額（〃）	614, 468, 416 円												
資本的収支不足額（〃）	293, 167, 249 円												